

マイナンバー(個人番号)制度Q&A

Q1. マイナンバーはどのような場面で使われますか？

- A. 国の行政機関、地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用します。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、福祉、税務関係などの各種手続きの際に、マイナンバーの提示を求める場合があります。

Q2. マイナンバーは誰にでも提供してもいいですか？

- A. マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関などに提供するほか、地方公共団体、税務署、健康保険組合、勤務先、金融機関などへの提供が考えられます。仮に他人にマイナンバーを見られても、マイナンバーだけで本人になりすまして手続きすることはできませんが、むやみに他人に見せないでください。



Q3. マイナンバーの取り扱いでは、何に注意すればいいですか？

- A. マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、大切に保管してください。マイナンバー関連で個人情報を聞き出したり、銀行のATMで操作をさせたりする詐欺に注意してください。

Q4. 通知カードを紛失した場合はどうすればよいですか？

- A. 役場で通知カード紛失届をしてください。場合によっては、警察署で遺失物届をしてください。その後は、個人番号カードの申請をお勧めします。

Q5. 通知カードの記載事項に変更があった場合は、どのような手続きが必要ですか？

- A. 役場で記載事項変更届をしてください。通知カードの裏に変更後の記載をします。

Q6. 個人番号カードは交付申請をした日に受け取れますか？

- A. 申請した日に受け取ることはできません。個人番号カードの申請をすると、個人番号カードが役場に届きます。役場から本人に送付する交付通知書が届いたら、役場に来庁して個人番号カードを受け取ることができます。なお、しばらくの期間は申請が集中しているため、正確な発行時期はお伝えできません。

Q7. 個人番号カードを受け取る際に必要な書類は何ですか？

- A. ①通知カード ③本人確認書類(顔写真付きの公的な身分証明書の場合は1点、それ以外の場合は2点必要)
②役場から送付する交付通知書 ④住民基本台帳カード(持っている方のみ)
※代理人が受け取る場合は、このほかに必要なものがあります。事前に住民課へご相談ください。

Q8. 個人番号カードの使用には暗証番号が必要ですか？

- A. 個人番号カードの交付を受ける際に暗証番号の設定が必要です。

Q9. 個人番号カードに有効期限はありますか？

- A. 20歳以上の場合は発行から10回目の誕生日、20歳未満の場合は発行から5回目の誕生日が有効期限です。なお、通知カードには有効期限はありません。

Q10. 個人番号カードは必ず申請しないといけませんか？

- A. 個人番号カードの申請は任意です。希望される方は申請してください。

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115 マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178